**役　員　規　程**

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、株式会社○○（以下、会社という。）の役員の就退任、執務に関する基本的事項を定めるものである。

（定義）

第２条　役員とは、株主総会で選任された取締役および監査役をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、原則として常勤の取締役および監査役に適用する。ただし、特別の勤務等必要のあるときは、非常勤役員にこの一部を準用することがある。

第２章　　就任および退任

（役員の職位）

第４条　役員の職位は次のとおりとする

（１）社長（常勤）

（２）役付取締役（常勤）

（３）取締役（常勤または非常勤）

（４）監査役（常勤または非常勤）

（役員の就任）

第５条　役員は、取締役会の推薦を受け、株主総会の決議をもって選出され、かつ本人の承諾によって確定する。

２．就任を承諾した役員は、遅滞なく｢就任承諾書｣を社長に提出しなければならない。なお、就任日は、株主総会の決議の日とする。

（役員の退任）

第６条　役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日をもって退任とする。

（１）任期が満了したとき

（２）辞任したとき

（３）解任されたとき

（４）定年に達したとき

（５）死亡したとき

２．前項にかかわらず、使用人兼務役員に任期満了、辞任、解任の事由が生じた場合には、その時点で役員としての資格を失う。ただし、従業員としての会社との雇用契約関係は、原則として存続するものとする。

（任期満了）

第７条　役員はその任期が満了したときは、役員たる資格を喪失する。

（辞任）

第８条　役員が辞任しようとする場合は、原則として２ヶ月前に社長に申し出なければならない。

２．前項の場合において、社長はこれを取締役会に付議して決定するものとする。

（解任）

第９条　役員として適格でないと取締役会において判断された場合には、株主総会に諮った上で解任されるものとする。

（役員の定年）

第１０条　役員の定年は原則として次のとおりとする。

（１）社長　　７０歳

（２）取締役　６５歳

（３）監査役　６５歳

２．前項にかかわらず、非常勤役員については、原則として定年を定めないものとする。

３．事業年度の途中で定年に達した場合には、その日以降最初に到来する定時株主総会終了の日をもって退任するものとする。

第３章　　執　　務

（執務体制）

第１１条　役員は自身の任務を果たすため、自己の最善を尽くして積極的に職務を遂行するものとする。

（禁止事項）

第１２条　役員は次の行為をしてはならない。

（１）会社の財産を会社の承認なくして社用以外の目的に使用すること

（２）従業員を社用以外の目的に使用すること

（３）職務上の地位を利用して個人的な取引を行うこと、または手数料･リベートなどの金品を収受すること

（４）職場の秩序を乱す行為をなすこと

（５）その他、会社を欺く一切の行為

（機密の保持）

第１３条　役員は、会社の機密を保持することはもとより、取締役会や経営会議での討議の経緯・内容等を、職務遂行上必要な者以外に漏洩してはならない。

（損害賠償）

第１４条　前２条に違反し、会社に損害を与えたときは、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

２．役員が在任中知り得た会社の機密･ノウハウ等を漏洩し、その結果、会社が損害を被ったことが明確な場合は、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

第４章　　報　酬　等

（報酬等）

第１５条　役員の報酬および退任慰労金については、別に定めるものとする。

附　則

（施行日）

本規程は、○○○○年○○月○○日から施行する。